

## 若戸大橋の通行料金値下げについて

「若戸大橋の通行料金値下げ」については、これまで、値下げの仕組みづくりや旧道路公団から市への引継ぎ、新公社の設立などの課題に取り組んできたが、このたび、新公社による若戸大橋と新若戸道路の一元管理体制が整い、国土交通省へ事業変更許可申請を行うこととしたので、その内容を発表するものである。

### 新料金体系（案）

新料金について

車 種	原動機付 自転車	軽自動車	普通車	大型車	特大車
新料金	<b>50</b>	<b>50</b>	<b>100</b>	<b>150</b>	<b>250</b>
現行料金	50	80	200	300	700

[考え方] 全車種できる限り低額に抑えることとした。  
利用者に分かりやすく、料金收受業務を円滑にできるよう、車種区分は現行のままとし、料金は 50 円きざみとした。  
「特大車」については、他の有料道路の車種間料金比率を考慮するとともに、物流活性化という視点を加えた。

回数券割引について

( ) 書は原動機付自転車の割引率

新	券 種	<b>21 回券</b>		<b>100 回券</b>	
	割引率	<b>5%(33%)</b>		<b>10%(40%)</b>	
現行	券 種	11 回券	60 回券	100 回券	250 回券
	割引率	7%	15%	18%	18%

[考え方] 多頻度利用者に配慮するため、回数券割引の制度を残した。  
券種と販売価格は、2 種類、100 円単位とするなど、分かりやすく簡素化した。  
「原動機付自転車」については、50 円きざみとすると現行料金据え置きとなるため、少なくとも他の車種と同程度の実質値下げとなるよう、回数券割引率を別に設定した。

通行料金値下げの実施日時（案）平成 18 年 8 月 1 日午前 0 時から

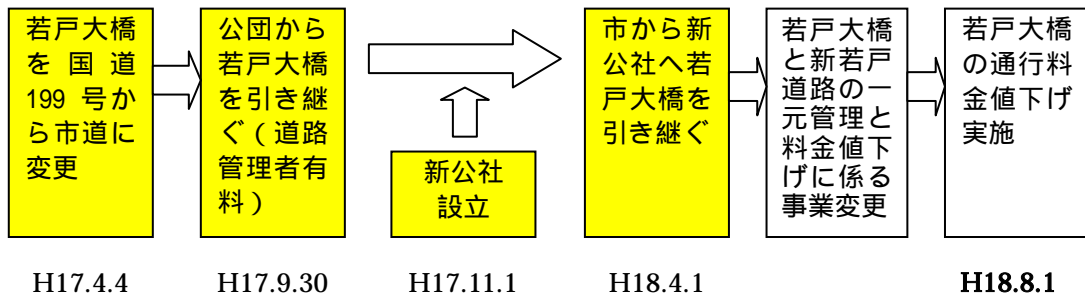
料金徴収期間（案）平成 41 年 6 月 13 日まで

## 【参 考】

### 若戸大橋の引継ぎと通行料金値下げまでの方法と手順

平成 17 年 10 月の日本道路公団民営化前までに、若戸大橋を北九州市が一旦引継ぎ、後に新設する北九州市道路公社に引き継ぎ、新若戸道路と一元管理することで、若戸大橋の通行料金値下げを実施する。

手順は次図のとおり。



### 今回の料金値下げに係る事業変更の内容

- 若戸大橋の改築事業として、新若戸道路に有料道路事業を導入する。
- 若戸大橋と新若戸道路を一元管理することによって、償還期間を延長し、料金値下げを実現する。
  - 新若戸道路の通行料金は若戸大橋と同額となる。
  - 新若戸道路の供用は平成 20 年代の早い時期の予定であるが、若戸大橋の料金値下げはこれに先立って実施する。
- ETCは新若戸道路の供用に合わせ整備することとしている。

### 今後の予定

平成 18 年	6 月	議会	若戸大橋・新若戸道路の一元管理と料金値下げに係る事業変更に関する議会の議決
平成 18 年	6 月		議決後、国土交通省へ事業変更許可申請
平成 18 年	7 月		国の審査を経て許可 料金値下げに関する市民への周知
平成 18 年	8 月	1 日	通行料金値下げの実施